

海外派遣プログラム報告書
(ハーグ国際私法会議アジア太平洋事務所)

鍛冶 亮太

I 概要

派遣先：ハーグ国際私法会議アジア太平洋事務所

派遣期間：2016年8月1日～2016年8月26日

II 業務内容

1 ハーグ国際私法会議アジア太平洋事務所について

ハーグ国際私法会議アジア太平洋事務所（HCCH Asia-Pacific Regional Office in Hong Kong (HAPRO)）は、2012年12月13日に設立された、ハーグ国際私法会議の第二の地域事務所です。最初の地域事務所はアルゼンチンのブエノスアイレスにあり、ラテンアメリカ諸国を対象にしています。

HAPRO の重要な役割の一つは、「アジア太平洋地域のより多くの国家がハーグ会議の構成国およびハーグ条約の加盟国となるよう促すことを視野に入れつつ、ハーグ会議の構成国であることの価値やアジア太平洋地域におけるハーグ条約の有用性についての認識を高めることで、ハーグ会議やハーグ条約の振興を図ること」¹にあります。

その役割を果たすために、HAPRO は、アジア太平洋地域諸国において、セミナーやシンポジウム等を開催し、ハーグ条約を採択することの利点を紹介するなどしています。

HAPRO にインターンする学生は、母国語と英語を駆使して、セミナー等を様々な面からサポートすることが求められます。

2 HAPRO で行った業務について

私が HAPRO で行った業務は、①HCCH Asia Pacific Week 2016 の一環として開催された「ハーグ証券条約 10 周年記念会議」の講演録のドラフト作成、②2016 年 9 月に開催される会議に向けた ASEAN とハーグ国際私法会議との関係性に関する最新動向の調査です。

(1) 講演録のドラフト作成

会議における発言は、英語または日本語で行われ、その使用言語に沿って講演録を作成しました。

「口座管理機関によって保有される証券に関する特定の諸権利の準拠法に関する条約」（ハーグ証券条約）の批准国は 2016 年 8 月現在、スイスとモーリシャスの 2 カ国です²。

¹ HCCH Asia Pacific Week 2016

http://www.hcchapweek2016.org/jp/overview_regional_office.php

² HCCH Convention of 5 July 2006 on the Law Applicable to Certain Rights in Respect of Securities held with an Intermediary Status Table

ハーグ証券条約の国際的な展望と日本の展望について議論がなされたのが、ハーグ証券条約 10 周年記念会議です。会議では、ハーグ国際私法会議事務局長 Dr. Christophe Bernasconi をはじめ 7 名のスピーカーがプレゼンテーションを行い、各プレゼンテーションの後には、参加者とのディスカッションが行われました。

私は、法科大学院において国際私法の講義を履修していましたが、ハーグ証券条約について事前の知識はほとんどありませんでした。講演録を作成し、また Anselmo Reyes 事務局長との面談を行う中で理解を深めました。

講演録の作成に加え、会議の中で頻繁に言及されたブロックチェーン・テクノロジーが及ぼす影響についても調査しました。

(2) 会議に向けた事前調査

講演録のドラフト作成は、もう一人のインターン生と分担して、基本的には各自で講演録のドラフトを作成するものであった一方、ASEAN とハーグ国際私法会議との関係性に関する最新動向の調査については、インターン生と密にコミュニケーションを取りつつ進めていきました。

ASEAN 加盟国（インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ・ダルサラーム、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス）のうち、ハーグ国際私法会議に加盟しているのは、シンガポール、フィリピン、ベトナム、マレーシアの 4 カ国です。それぞれが加盟したのは、シンガポールが 2014 年、フィリピンが 2010 年、ベトナムが 2013 年、マレーシアが 2002 年といずれも比較的最近の出来事です。

ハーグ国際私法会議の加盟国でなくとも、個別の条約を批准することは可能で、例えば非加盟国であるタイは 2002 年に国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約を批准しています。

このように、ASEAN 加盟国とハーグ国際私法会議の関係性を確認しつつ、単なる加盟や批准の有無のみならず、各国においてどのような議論がなされているのかを調査し、HAPRO としてはどのような取り組みをすべきかを検討、議論しました。

III レポート

1 言語について

香港の公用語は、広東語、英語、中国語（北京語）ですが、事務所内でのコミュニケーションは英語で行われました。

業務内容やスケジュールについて説明を受けるときは、ほとんどが口頭で行われました。割り当てられた業務は、いつまでに完成させる必要があるのか、どのような形で提出すればいいのか、どのような点に注意すべきか等正確に聞きとる必要がありました。

私が心がけたことは、メモをとりながら説明を聞くこと、重要なことは自分の言葉で相手に問い返して、勘違いや聞き違い等がないようにすることです。聞き取りのミスは、割り当てられた業務のミスに直結するので間違いないだろうと思っている部分についても、念のため確認するようにしていました。

インターンで実感したことは、質問しない限り、相手は私が内容を理解している前提で話が進むので、疑問が生じたあとの内容はなかなか頭に入ってくないということです。日本語だと疑問が生じた後の内容も理解できることがあるのですが、英語の場合、言語の壁と意味の壁が相まって理解することは非常に困難になりました。以上の経験から、私は疑問が生じた時は相手の話を遮ってでも質問をするように心がけました。

2 生活について

派遣期間中の食事については、朝と夜は基本的に自炊していました。スーパーに行くと、日本の野菜や食品を多く見かけました。日本の農林水産物・食品の最大の輸出先は、香港だということです³。日本との時差は1時間、飛行時間は5時間程度と距離的に近いこと、もあり街には日本のものがあふれていました。

一方で、香港独自の文化に触れる機会も多くありました。ランチに香港在住のインターン生に伝統的な飲茶に連れて行ってもらった時のことです。私が、お茶を注いであげると、彼女は机をこつこつと叩きました。その行為はありがたいという意味だそうで、その意味自体は、ガイドブックに書いてあったので知っていたのですが、さらにその起源まで丁寧に教えてくれました。その起源について知ることができた喜びはもちろんのこと、外国人の私に対して、自国の文化を丁寧に教えてくれる優しさに触れたときの感情は日本では味わったことのないものでした。

最後になりますが、今回のプログラム参加の機会を用意していただいた岩村正彦先生、神田秀樹先生、藤田友敬先生、川村真理様、旭硝子、住友商事、三井物産、三菱商事の皆様には深くお礼申し上げます。

³平成27年農林水産物・食品の輸出実績（国・地域別）

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_info/pdf/27_kuni_megui_kakutei_1.pdf